

関西広域連合規約の変更について (連合議会の議員定数・議席配分の変更)

1. 変更の理由

関西広域連合においては、今後、設立当初の事務に係る取組の本格化に加え、次期広域計画の策定による新たな展開などが見込まれています。

これに対応し、広域連合議会の活動を充実し、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化することにより、関西広域連合の適切な事務執行と地方分権に向けた活動の強化を図るため、議員定数の変更を行うものです。

2. 定数変更の考え方(最終的な定数を29人から36人へ)

- ① 府県域別の議席配分について、設立時(20人)の2倍を基本
- ② 各府県区域について2人に、下記の人口区分に応じた人数を加える
 - ア 人口250万未満・・・2人(滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県)
 - イ 人口250万以上500万未満・・・4人(京都府域)
 - ウ 人口500万以上750万未満・・・6人(兵庫県域)
 - エ 人口750万以上・・・8人(大阪府域)
- ③ 政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議
(協議結果 ⇒ 京都市2人、大阪市3人、堺市2人、神戸市2人)
- ④ その上で、特定団体の配分を特例減(ア、イにつき各△1)
 - ア 部分参加(3分野以下)の団体(現時点では鳥取県に△1を自動適用)
 - イ 構成団体間の均衡又は国の地方機関の管轄を考慮する団体
(兵庫県△1、鳥取県△1、徳島県△1)

3. その他

- ・総務大臣の許可があった日から施行。
- ・変更後の各団体の議員定数は別紙のとおり。

(参考) 各構成団体の議員定数

(単位：人)

| | 人口 (H22 国勢調査) | | 議員定数 計 | | 備 考 |
|------|---------------|-----------|--------|-------|------------------------|
| | 府県域人口 | 政令市人口 | | 府県域内訳 | |
| 滋賀県 | 1,410,777 | | 4 | | |
| 京都府域 | 2,636,092 | | 6 | | |
| 京都府 | | 2,636,092 | | 4 | |
| 京都市 | | 1,474,015 | | 2 | |
| 大阪府域 | 8,865,245 | | 10 | | |
| 大阪府 | | 8,865,245 | | 5 | |
| 大阪市 | | 2,665,314 | | 3 | |
| 堺市 | | 841,966 | | 2 | |
| 兵庫県域 | 5,588,133 | | 7 | | |
| 兵庫県 | | 5,588,133 | | ※ 5 | 構成団体間の均衡△1 |
| 神戸市 | | 1,544,200 | | 2 | |
| 和歌山県 | 1,002,198 | | 4 | | |
| 鳥取県 | 588,667 | | ※ 2 | | 分野部分参加△1 国出先管轄地域外△1 |
| 徳島県 | 785,491 | | ※ 3 | | 国出先管轄地域外△1 |
| 合 計 | 20,876,603 | | 36 | | |

関西広域連合規約案 新旧対照表 (変更部分抜粋)

旧 (H25.3.29変更届出規約)

(広域連合の議会の定数)
 第8条 広域連合の議会の議員 (以下「広域連合議員」という。)の定数は、20人とする。
 (広域連合議員の選挙の方法)
 第9条 広域連合議員は、構成団体の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。
 2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数とする。
 (1) 人口 (地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本項において同じ。) 250万未満の構成団体 1人
 (2) 人口 250万以上500万未満の構成団体 2人
 (3) 人口 500万以上750万未満の構成団体 3人
 (4) 人口 750万以上の構成団体 4人

新

(広域連合の議会の定数)
 第8条 広域連合の議会の議員 (以下「広域連合議員」という。)の定数は、36人とする。
 (広域連合議員の選挙の方法)
 第9条 広域連合議員は、構成団体の議員のうちから、構成団体の議会において選挙する。
 2 前項の規定により構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、第1号に定める人数 (以下本項において「府県定数」という。)を基準として、第2号に定める人数とする。
 (1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数
 ア 人口 (地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。) 250万未満の構成府県 2人
 イ 人口 250万以上500万未満の構成府県 4人
 ウ 人口 500万以上750万未満の構成府県 6人
 エ 人口 750万以上の構成府県 8人
 (2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

| 構成団体 | 人数 |
|-----------------|---|
| 構成指定都市を包括する構成府県 | 当該構成府県の府県定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数 |
| 上記以外の構成府県 | 当該構成府県の府県定数に相当する人数 |
| 構成指定都市 | 次に掲げる構成指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数 ア 大阪市 3人 イ 京都市、堺市及び神戸市 2人 |

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。
 (1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人
 (2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定め次に掲げる構成団体
 1人
 ア 兵庫県
 イ 鳥取県
 ウ 徳島県
 4 前3項の議会における選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

関西広域連合規約案 新旧対照表 (変更部分抜粋)

旧 (H25.3.29変更届出規約)

新

附 則
1～4 略

5 (広域連合議員の定数等に係る経過措置)

広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。

(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。

ア 指定都市(地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)を包括する

構成府県 第9条第2項の規定による人数

イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数

ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数

(負担金の徴収に係る経過措置)

6 年度途中に構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。

7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、同条第2項及び別表の適用については、同表(備考を除く。)中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。

8 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難い場合は、別に広域連合長の定めるところによる。

附 則
1～4 略

(負担金の徴収に係る経過措置)

5 略

6 略

7 略

附 則 (平成25年 月 日総行市第 号)

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(広域連合議員の人数に係る経過措置)

2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。